

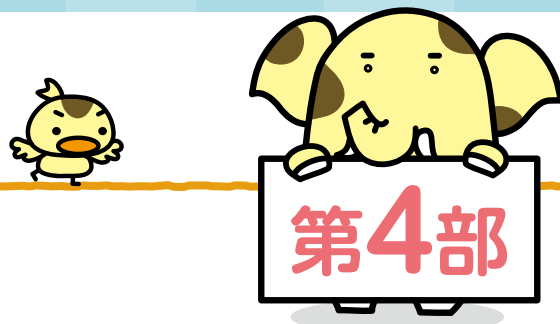


第4部



量の見込みと 確保方策





量の見込みと確保方策

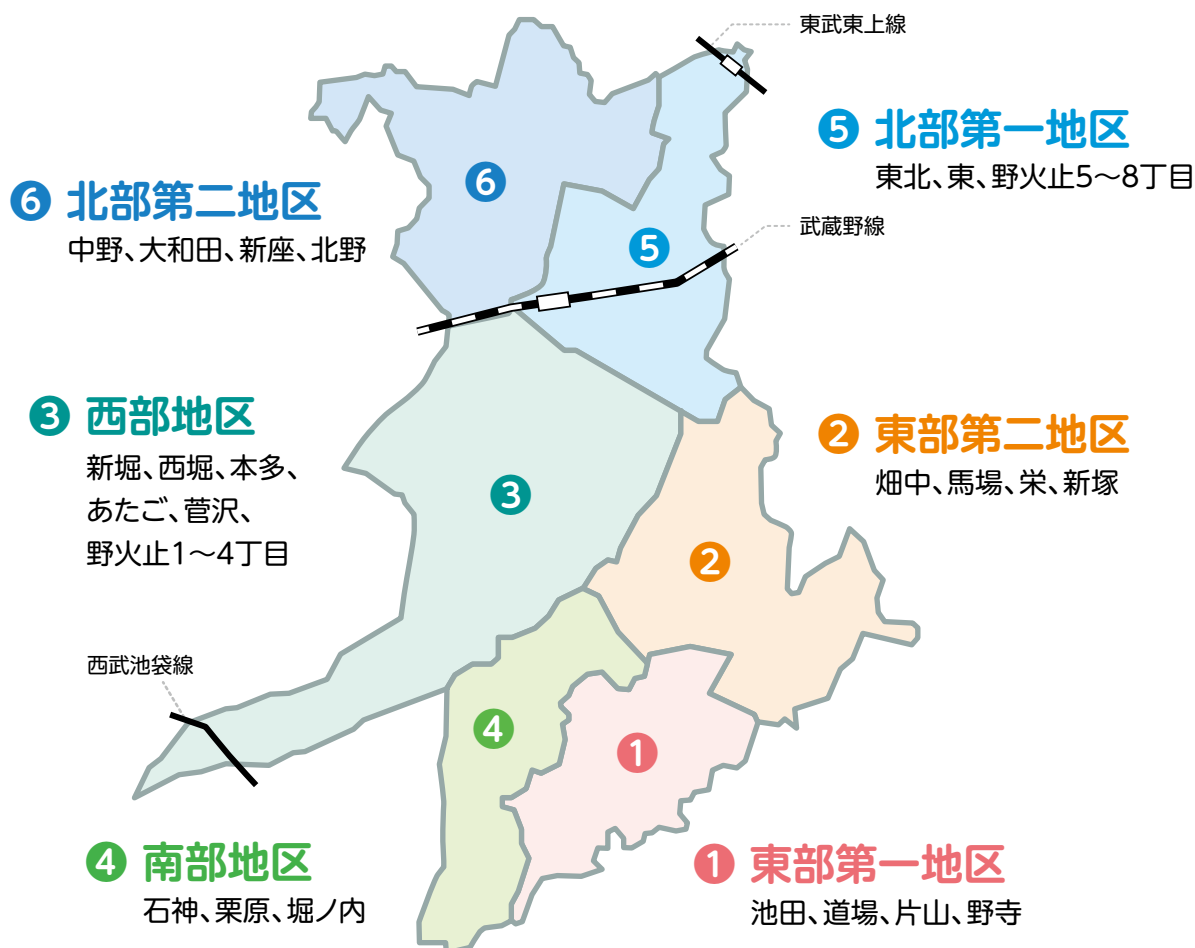
第1章

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条及び「基本指針」において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育提供施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとしています。

本計画では、「幼児期の学校教育・保育の事業量」は民生委員・児童委員協議会の活動区域や地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域である6区域、「地域子ども・子育て支援事業の事業量」は市全域(1区域)として、目標事業量及び提供体制を設定します。

■ 本市における教育・保育提供区域

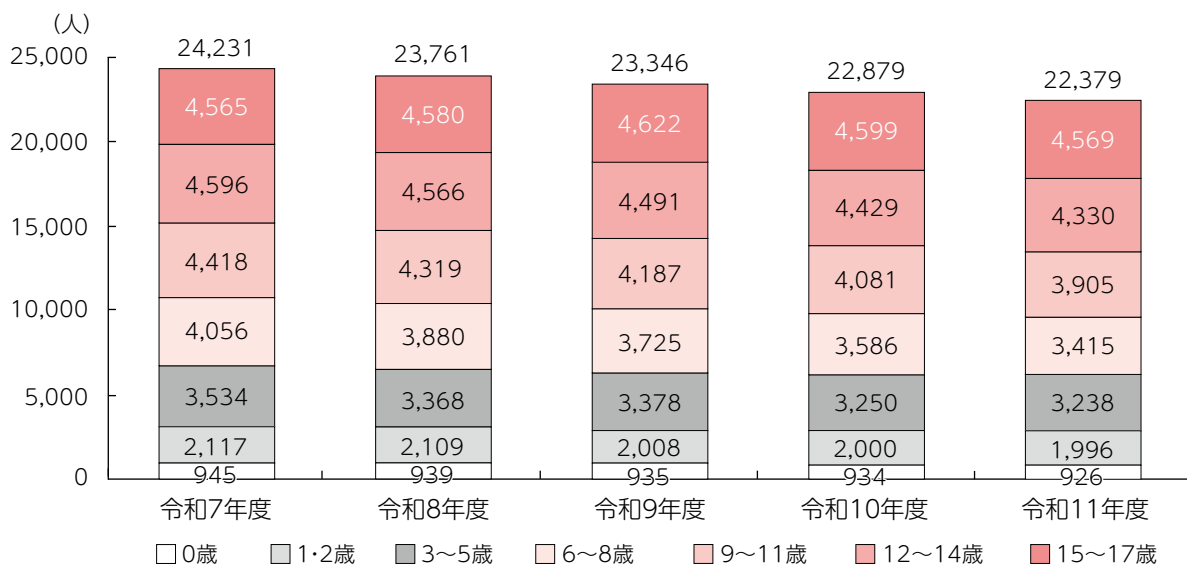


第2章

こどもの人口推計

1 市全体の推計

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる0歳から17歳までのこどもの人口を令和2年から令和6年の4月1日現在の住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法により推計しました。



単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	945	939	935	934	926
1歳	1,093	996	992	988	988
2歳	1,024	1,113	1,016	1,012	1,008
3歳	1,156	1,041	1,130	1,032	1,028
4歳	1,140	1,179	1,060	1,150	1,051
5歳	1,238	1,148	1,188	1,068	1,159
6歳	1,325	1,237	1,148	1,186	1,068
7歳	1,308	1,330	1,242	1,153	1,190
8歳	1,423	1,313	1,335	1,247	1,157
9歳	1,445	1,427	1,317	1,339	1,251
10歳	1,446	1,442	1,424	1,314	1,336
11歳	1,527	1,450	1,446	1,428	1,318
12歳	1,505	1,524	1,447	1,443	1,425
13歳	1,528	1,511	1,530	1,453	1,449
14歳	1,563	1,531	1,514	1,533	1,456
15歳	1,538	1,564	1,532	1,515	1,533
16歳	1,484	1,532	1,558	1,526	1,510
17歳	1,543	1,484	1,532	1,558	1,526
計	24,231	23,761	23,346	22,879	22,379

※コーホート変化率法:同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

2 提供区域ごとの推計

① 東部第一地区(池田、道場、片山、野寺)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	147	143	142	141	142
1歳	174	160	156	154	152
2歳	180	183	168	164	162
3歳	180	188	191	176	172
4歳	216	182	190	193	178
5歳	231	219	185	192	195
6歳	236	230	218	184	191
7歳	261	242	236	224	189
8歳	277	264	245	239	227
9歳	298	280	267	248	242
10歳	284	298	280	267	248
11歳	320	287	301	283	270
12歳	282	322	289	303	285
13歳	335	281	321	288	302
14歳	329	337	283	323	290
15歳	338	326	334	280	320
16歳	337	342	330	338	284
17歳	345	338	343	331	339
計	4,770	4,622	4,479	4,328	4,188

② 東部第二地区(畑中、馬場、栄、新塚)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	108	107	103	100	96
1歳	105	113	112	108	105
2歳	110	108	116	115	111
3歳	161	110	108	116	115
4歳	152	170	116	114	122
5歳	161	153	171	117	115
6歳	160	154	146	163	112
7歳	142	157	151	143	160
8歳	152	142	157	151	143
9歳	155	151	141	156	150
10歳	164	153	149	139	154
11歳	165	163	152	148	138
12歳	172	165	163	152	148
13歳	159	172	165	163	152
14歳	141	159	172	165	163
15歳	139	141	159	172	165
16歳	148	137	139	157	170
17歳	158	147	136	138	156
計	2,652	2,602	2,556	2,517	2,475

③ 西部地区(新堀、西堀、本多、あたご、菅沢、野火止1～4丁目)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	200	200	201	201	200
1歳	227	210	210	211	211
2歳	233	232	215	215	216
3歳	236	240	239	222	222
4歳	246	244	248	247	229
5歳	235	249	247	251	250
6歳	292	237	251	249	253
7歳	253	291	236	250	248
8歳	286	254	292	237	251
9歳	262	288	256	294	239
10歳	258	261	287	255	293
11歳	256	261	264	290	258
12歳	283	254	259	262	288
13歳	284	285	256	261	264
14歳	281	284	285	256	261
15歳	298	284	287	288	258
16歳	285	293	279	282	283
17歳	244	287	295	281	284
計	4,659	4,654	4,607	4,552	4,508

④ 南部地区(石神、栗原、堀ノ内)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	122	119	116	113	109
1歳	139	124	121	118	115
2歳	119	135	121	118	115
3歳	159	119	135	121	118
4歳	135	158	118	134	120
5歳	151	133	156	116	132
6歳	178	150	132	155	115
7歳	171	179	151	133	156
8歳	224	170	178	150	132
9歳	226	225	171	179	151
10歳	219	226	225	171	179
11歳	226	218	225	224	170
12歳	200	225	217	224	223
13歳	235	202	227	219	226
14歳	230	232	199	224	216
15歳	216	230	232	199	224
16歳	187	212	226	228	196
17歳	210	185	210	224	226
計	3,347	3,242	3,160	3,050	2,923



⑤ 北部第一地区(東北、東、野火止5～8丁目)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	221	222	223	226	227
1歳	256	234	236	238	242
2歳	236	259	237	239	241
3歳	253	240	264	241	243
4歳	256	254	241	265	242
5歳	279	257	255	242	266
6歳	296	286	264	262	248
7歳	312	296	286	264	262
8歳	315	311	295	285	263
9歳	321	316	312	296	286
10歳	323	323	318	314	298
11歳	365	323	323	318	314
12歳	370	368	326	326	321
13歳	334	372	370	328	328
14歳	372	338	376	374	332
15歳	346	371	337	375	373
16歳	336	348	373	339	377
17歳	374	336	348	373	339
計	5,565	5,454	5,384	5,305	5,202

⑥ 北部第二地区(中野、大和田、新座、北野)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	147	148	150	153	152
1歳	192	155	157	159	163
2歳	146	196	159	161	163
3歳	167	144	193	156	158
4歳	135	171	147	197	160
5歳	181	137	174	150	201
6歳	163	180	137	173	149
7歳	169	165	182	139	175
8歳	169	172	168	185	141
9歳	183	167	170	166	183
10歳	198	181	165	168	164
11歳	195	198	181	165	168
12歳	198	190	193	176	160
13歳	181	199	191	194	177
14歳	210	181	199	191	194
15歳	201	212	183	201	193
16歳	191	200	211	182	200
17歳	212	191	200	211	182
計	3,238	3,187	3,160	3,127	3,083

1 保育にかかる施設型給付

【概要】

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育が必要で2号、3号認定を受けたこどもを預かり、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、保育等を行います。

■ 保育にかかる施設型給付の概要

特定教育・保育施設	市が条例で定める基準を満たしていると確認した教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)です。
特定地域型保育事業	市の認可を受けて、19人以下の少人数の単位で、0～2歳までのこどもの保育を行う事業で、次の類型があります。
小規模保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。
家庭的保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。
事業所内保育事業	事業主(企業)等が、主に満3歳未満の、従業員のこどものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、障害、疾患などで個別のケアが必要な場合に、乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位:人

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み①	1,791	1,259	197	1,707	1,258	196	1,712	1,196	195	1,647	1,192	194	1,641	1,189	193
提供体制②	1,921	1,250	290	1,918	1,218	288	1,916	1,218	288	1,911	1,218	288	1,911	1,218	288
特定教育・保育施設	1,920	963	230	1,917	965	228	1,915	965	228	1,910	965	228	1,910	965	228
特定地域型保育事業	0	274	56	0	240	56	0	240	56	0	240	56	0	240	56
認可外保育施設	1	13	4	1	13	4	1	13	4	1	13	4	1	13	4
過不足②-①	130	▲9	93	211	▲40	92	204	22	93	264	26	94	270	29	95

【今後の方向性】

量の見込みについては、対象年齢人口の減少等に伴い、令和7、8年をピークに以降は緩やかに減少していく見込みです。年齢別では、1、2歳の需要が高く、令和7、8年度は供給体制が不足しますが、最終年度に向けては解消される見込みです。計画期間中は、待機児童解消に努めるとともに、多様な保育ニーズに応えられるよう質の高い保育サービスの提供に努めます。

【提供区域ごとの量の見込みと確保方策】

① 東部第一地区(池田、道場、片山、野寺)

単位:人

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み①	203	135	21	192	131	21	185	122	21	184	120	20	179	119	21
提供体制②	170	66	17	170	66	17	170	66	17	170	66	17	170	66	17
特定教育・保育施設	170	61	15	170	61	15	170	61	15	170	61	15	170	61	15
特定地域型保育事業	0	5	2	0	5	2	0	5	2	0	5	2	0	5	2
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足②-①	▲33	▲69	▲4	▲22	▲65	▲4	▲15	▲56	▲4	▲14	▲54	▲3	▲9	▲53	▲4

② 東部第二地区(畑中、馬場、栄、新塚)

単位:人

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み①	332	171	30	303	175	29	277	179	28	245	175	27	248	170	26
提供体制②	226	163	43	226	163	43	226	163	43	226	163	43	226	163	43
特定教育・保育施設	226	117	36	226	117	36	226	117	36	226	117	36	226	117	36
特定地域型保育事業	0	46	7	0	46	7	0	46	7	0	46	7	0	48	7
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足②-①	▲106	▲8	13	▲77	▲12	14	▲51	▲16	15	▲19	▲12	16	▲22	▲7	17

③ 西部地区(新堀、西堀、本多、あたご、菅沢、野火止1～4丁目)

単位:人

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み①	369	267	43	378	255	43	379	245	43	374	246	43	363	246	43
提供体制②	489	265	72	486	267	70	484	267	70	479	267	70	479	267	70
特定教育・保育施設	489	240	66	486	242	64	484	242	64	479	242	64	479	242	64
特定地域型保育事業	0	25	6	0	25	6	0	25	6	0	25	6	0	25	6
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足②-①	120	▲2	29	108	12	27	105	22	27	105	21	27	116	21	27

④ 南部地区(石神、栗原、堀ノ内)

単位:人

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み①	251	178	28	231	179	28	231	166	27	211	162	26	210	158	21
提供体制②	370	251	51	370	251	51	370	251	51	370	251	51	370	251	51
特定教育・保育施設	370	199	37	370	199	37	370	199	37	370	199	37	370	199	37
特定地域型保育事業	0	52	14	0	52	14	0	52	14	0	52	14	0	52	14
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足②-①	119	73	23	139	72	23	139	85	24	159	89	25	160	93	26

⑤ 北部第一地区(東北、東、野火止5～8丁目)

単位:人

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み①	387	294	44	370	295	44	375	283	45	371	286	46	372	289	46
提供体制②	324	345	69	324	311	69	324	311	69	324	311	69	324	311	69
特定教育・保育施設	323	186	38	323	186	38	323	186	38	323	186	38	323	186	38
特定地域型保育事業	0	146	27	0	112	27	0	112	27	0	112	27	0	112	27
認可外保育施設	1	13	4	1	13	4	1	13	4	1	13	4	1	13	4
過不足②-①	▲63	51	25	▲46	16	25	▲51	28	24	▲47	25	23	▲48	22	23

⑥ 北部第二地区(中野、大和田、新座、北野)

単位:人

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
量の見込み①	249	214	31	233	223	31	265	201	31	262	203	32	269	207	32
提供体制②	342	160	38	342	160	38	342	160	38	342	160	38	342	160	38
特定教育・保育施設	342	160	38	342	160	38	342	160	38	342	160	38	342	160	38
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足②-①	93	▲54	7	109	▲63	7	77	▲41	7	80	▲43	6	73	▲47	6

2 学校教育にかかる施設型給付

【概要】

満3歳から小学校就学前までのこどもを預かり、幼稚園教育要領又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育を提供します。保育時間は、教育標準時間(4時間)です。また、教育標準時間後に必要に応じ、預かり保育を実施します。

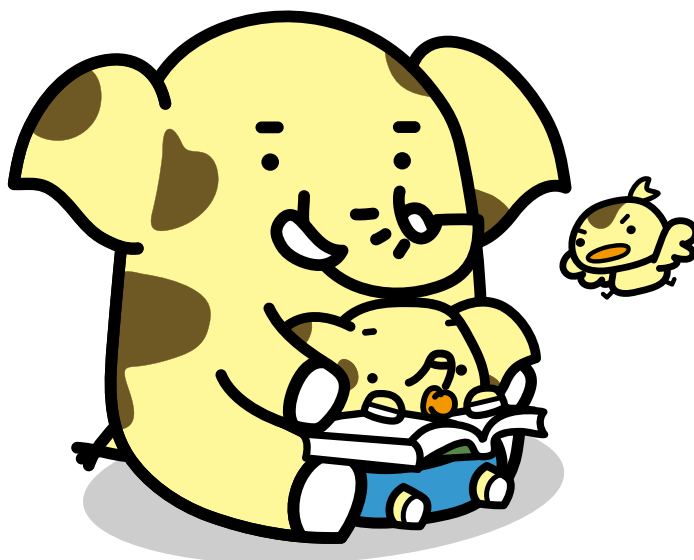
【量の見込みと確保方策】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	1,524	1,452	1,456	1,401	1,396
提供体制②	2,495	2,495	2,495	2,495	2,495
過不足②-①	971	1,043	1,039	1,094	1,099

【今後の方向性】

現時点で既存施設の定員に十分な余裕があり、今後の計画期間内においても市全域での需給の均衡が取れる見込みです。幼児教育・保育無償化により幼稚園の預かり保育事業も無償化の対象となるため、引き続き預かり保育の拡大等により、幼稚園の活用を推進します。



【提供区域ごとの量の見込みと確保方策】

① 東部第一地区(池田、道場、片山、野寺)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	289	273	263	261	253
提供体制②	472	472	472	472	472
過不足②-①	183	199	209	211	219

② 東部第二地区(畑中、馬場、栄、新塚)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	270	248	226	200	203
提供体制②	442	442	442	442	442
過不足②-①	172	194	216	242	239

③ 西部地区(新堀、西堀、本多、あたご、菅沢、野火止1～4丁目)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	240	247	246	243	235
提供体制②	393	393	393	393	393
過不足②-①	153	146	147	150	158

④ 南部地区(石神、栗原、堀ノ内)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	197	183	182	166	165
提供体制②	323	323	323	323	323
過不足②-①	126	140	141	157	158

⑤ 北部第一地区(東北、東、野火止5～8丁目)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	246	236	238	236	236
提供体制②	403	403	403	403	403
過不足②-①	157	167	165	167	167

⑥ 北部第二地区(中野、大和田、新座、北野)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	282	265	301	295	304
提供体制②	462	462	462	462	462
過不足②-①	180	197	161	167	158



1 利用者支援事業

【概要】

基本型は、妊娠中の方、乳幼児とその保護者が、それぞれのニーズに合わせた教育・保育施設、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、身近な場所で相談を受けたり、情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行います。

特定型は、妊娠中の方、乳幼児とその保護者が、それぞれのニーズに合わせた教育・保育施設、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、市の窓口で相談を受けたり、情報提供、助言等の必要な支援を行います。

こども家庭センター型は、「母子保健型」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活しながら、子育て家庭に対する相談支援を一体的に実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目ない支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	5	5	5	5	5
基本型	3	3	3	3	3
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
提供体制②	5	5	5	5	5
基本型	3	3	3	3	3
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

基本型は、現行の市内3か所(北部、中央部、南部)を維持しつつ、多様なニーズに対応できるようサービスの質の向上に努めます。

特定型は、保育園の担当課窓口には保育コンシェルジュを配置し、情報提供、助言等の必要な支援を行います。

こども家庭センター型は、母子保健と児童福祉が連携し、一体的な相談支援に努めます。

また、これらが連携して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。

2 時間外保育事業

【概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

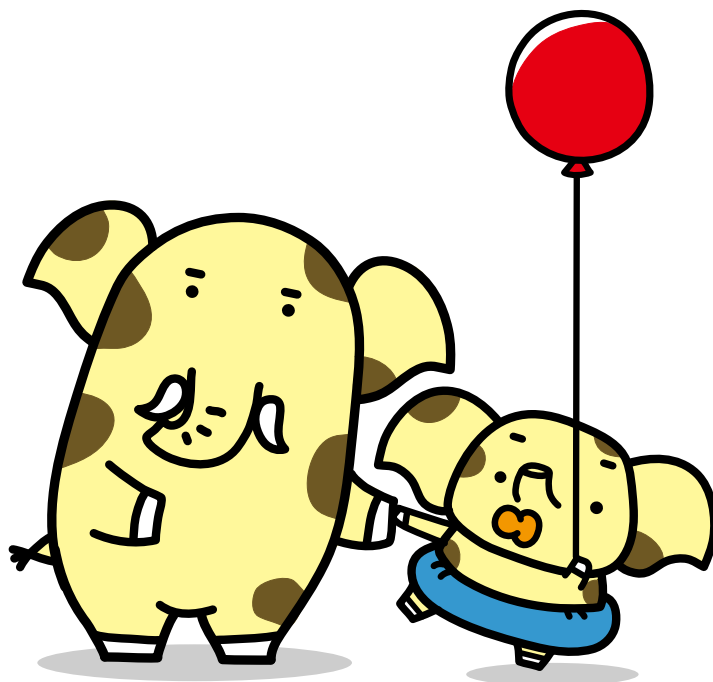
【量の見込みと確保方策】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,935	1,884	1,850	1,808	1,802
提供体制②	3,461	3,424	3,422	3,417	3,417
過不足②-①	1,526	1,540	1,572	1,609	1,615

【今後の方向性】

各保育所等において延長保育を実施し、引き続き保護者の利用希望に対応します。



3 放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、こどもの状況や発達段階を踏まえながら適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,625	1,592	1,540	1,503	1,449
1 年 生	503	492	477	466	450
2 年 生	468	459	443	433	416
3 年 生	386	378	366	357	344
4 年 生	263	258	249	243	234
5 年 生	3	3	3	3	3
6 年 生	2	2	2	2	2
提 供 体 制 ②	1,638	1,742	1,742	1,742	1,742
過 不 足 ②-①	13	150	202	239	293

【今後の方向性】

量の見込みについては、対象年齢人口の減少等に伴い、令和7、8年をピークに以降は減少する見込みであるものの、入室児童の心身の健全育成を図るため、更なる保育環境の質の向上に努めます。

なお、利用児童の保護者が安心して就労できるよう現状の保育体制・開室時間の維持に努めます。

また、子どもの放課後居場所づくり事業(ココフレンド)と放課後児童保育室の双方を一体的に又は連携して実施することで、効果的なこどもたちの放課後の居場所の確保に努めます。5、6年生については、当面、特別な配慮が必要なこどもの受入れを実施しつつ、ココフレンドによる受入れを基本とすることで、放課後児童保育室の需要が高い低学年の受入れに対応していきます。

4 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

【概要】

ショートステイ事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等でこどもを短期間預かるものです。本市には適切にサービスを実施できる施設がないことから、児童相談所の一時保護で対応しています。

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等により帰宅時間が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に預かる事業です。本市には適切にサービスを実施できる施設がないことから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりサービスで対応しています。

【量の見込みと確保方策】

■ ショートステイ

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	18	18	18	18	18
提供体制②	18	18	18	18	18
過不足②-①	0	0	0	0	0

■ トワイライトステイ

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	534	534	534	534	534
提供体制②	534	534	534	534	534
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

ショートステイ事業については、今後も児童相談所の一時保護で対応しつつ、他の方法を検討していきます。

トワイライトステイ事業については、今後も引き続きファミリー・サポート・センター事業において対応していきます。

5 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、乳児の体重測定、育児や産後の母親の体調に関する相談、母子保健サービスの情報提供を実施します。

【量の見込みと確保方策】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	945	939	935	934	926
提供体制②	945	939	935	934	926
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

現在、里帰り出産の方への訪問も含め、ほぼ全ての家庭に訪問を実施しています。今後も保健師や助産師の訪問体制を整え、全戸訪問を継続します。

6 養育支援訪問事業

【概要】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【量の見込みと確保方策】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3	3	3	3	3
提供体制②	3	3	3	3	3
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

要保護児童対策地域協議会の構成機関等が速やかに調整機関に情報を集約するなど、関係機関との連携を図ることで養育支援を必要とする家庭を早期発見し、必要な支援を適切に行っていきます。

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所で、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行います。

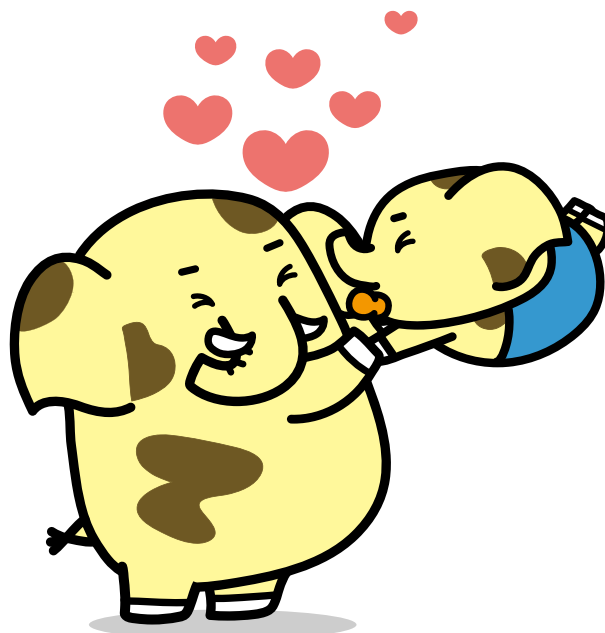
【量の見込みと確保方策】

単位：人回、か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	61,621	61,559	62,261	62,522	68,390
提供体制②	61,621	61,559	62,261	62,522	68,390
実施箇所数	11	11	11	11	12
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

現行の体制を維持しつつ、公共施設等の新規設置の機会を捉え、地域の状況やニーズに基づき増設を検討してまいります。また、多くの家庭が気軽に利用できるようサービスの向上と周知に努めます。



【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■一時預かり事業の類型イメージ

類 型	実施場所	利用対象	利用要件
幼稚園型	幼稚園・認定こども園	幼稚園・認定こども園(教育部分)に通っているこども	教育時間の前後、土・日等休日、長期休暇中など
一 般 型	保育園・一時預かり実施施設	定期的に保育を利用していないこども	仕事・急病・家族介護・冠婚葬祭など一時的に育児が困難な場合

【量の見込みと確保方策】

■幼稚園型

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	37,057	35,306	35,403	34,066	33,944
提供体制②	72,660	72,660	72,660	72,660	72,660
過不足②-①	35,603	37,354	37,257	38,594	38,716

■一般型

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	5,782	5,256	5,292	5,274	5,256
提供体制②	32,120	29,200	29,400	29,300	29,200
過不足②-①	26,338	23,944	24,108	24,026	23,944

【今後の方向性】

実施施設を増やし、受け入れ枠の拡充を目指すとともに、既に一時預かりを実施している施設についても、土曜日の一時預かりの実施を進めます。

9 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

【概要】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	48	48	49	48	49
提供体制②	968	964	972	968	980
過不足②-①	920	916	923	920	931

【今後の方向性】

病児保育事業については、医療機関等との連携により、病児対応型の設置を目指します。病後児保育事業については、需要を見守りながら、現状の提供体制の維持に努めます。

10 ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

こどもの送迎や預かり等の援助を受けたい会員(利用会員)、その援助を行う会員(協力会員)からなる有償の相互援助活動で、アドバイザーが会員の援助活動の調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	4,366	4,235	4,129	4,021	3,921
就学前児童	2,125	2,067	2,037	1,993	1,985
小学生	2,241	2,168	2,092	2,028	1,936
提供体制②	4,366	4,235	4,129	4,021	3,921
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

これまでの実績においては、ほぼ全ての援助希望に対応できています。援助希望が増加していることから、引き続き援助者(協力会員)の拡充に努めます。

11 妊婦健康診査事業

【概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、妊婦及び胎児の健康管理及び経済的負担の軽減を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【量の見込みと確保方策】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	986	982	981	972	968
提供体制②	986	982	981	972	968
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

妊娠初期に妊娠の届出をすることで、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な保健指導につなげることが期待できるため、妊娠初期の届出の普及啓発を進め、本事業の推進を図ります。

12 実費徴収に係る補足給付事業

【概要】

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用について、一部又は全額を助成する事業です。

市では、私学助成幼稚園の在園児の給食費の補助を行っています。

【量の見込みと確保方策】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,404	1,378	1,383	1,363	1,378
提供体制②	1,404	1,378	1,383	1,363	1,378
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

引き続き対象家庭の支援に努めます。

【概要】

幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、満3歳児以上の小学校就学前の児童について、対象施設の利用料(保育料)の給付を行います。

【量の見込みと確保方策】

単位:人月

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	24	24	24	24	24
提供体制②	24	24	24	24	24
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

引き続き対象家庭の支援に努めます。

【概要】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位:回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	2,958	2,946	2,943	2,916	2,904
提供体制②	2,958	2,946	2,943	2,916	2,904
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに応じた必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を実施し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援に努めます。

15 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付制度を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3,961	18,744	17,160	16,896	16,896
0 歳	512	5,016	5,016	5,016	5,016
1 歳	1,304	6,864	6,864	6,600	6,600
2 歳	2,145	6,864	5,280	5,280	5,280
提供体制②	3,961	18,744	17,160	16,896	16,896
0 歳	512	5,016	5,016	5,016	5,016
1 歳	1,304	6,864	6,864	6,600	6,600
2 歳	2,145	6,864	5,280	5,280	5,280
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

全てのこどもに適切な遊びと生活の場を与えるとともに、こどもと保護者の心身の状況、養育環境を把握し、子育て情報の提供や助言等を行うことで、子育て環境の充実を図ります。

16 産後ケア事業

【概要】

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	280	279	279	276	275
提供体制②	280	279	279	276	275
過不足②-①	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

助産師が自宅に訪問し、授乳指導や育児、産後の相談を受け、出産直後の母親の心身のケアに努めます。



第1部 計画の策定にあたって



第2部 計画の基本的な考え方



第3部 施策の展開



第4部 量の見込みと確保方策



第5部 計画の推進



参考資料

